

# 屋外広告物許可申請の手続きについて

新たに広告物を設置する場合は、申請書類2部（正本・副本各1部 副本はコピーでも可）を郵送または担当窓口へ直接お持ちください。

- 1 必要な書類等
- ① 屋外広告物許可申請書（様式第1号）
  - ② 案内図（住宅地図等に設置場所を表示したもの）
  - ③ 仕様書及び設計図（高さ・面積・構造のわかるもの）
  - ④ 色彩及び意匠をあらわす図面
  - ⑤ 広告物表示・設置場所の周辺の状況をあらわすカラー写真
  - ⑥ 使用承諾書又は契約書の写し（土地または建物等借用している場合）
  - ⑦ 道路占用許可書の写し（道路を占用している場合）
  - ⑧ 工作物確認済証の写し（高さが4mを超える広告塔・広告板等）
  - ⑨ 堅ろうな広告物管理者設置届（⑧同様：工作物に該当する場合）

- 2 手数料 申請書類の審査後に許可申請手数料の納付書を郵送しますので、最寄りの市指定金融機関又は市役所1階金融機関窓口にて納付し、領収書の写しを都市計画課計画推進係へお送りください。  
手数料の納付確認後、許可書及び許可済シールを発行します。

## 〈市指定金融機関〉

みずほ銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、浜松磐田信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、遠州中央農業協同組合  
※上記以外の金融機関でも納付はできますが、納付手数料は申請者の負担となりますので、ご了承ください。

- 3 許可の期間
- ・許可期間は、通常2年以内です。
  - ・はり紙、はり札、立看板等の簡易広告物は30日以内です。
- 4 設置完了届 広告物を設置した後、「屋外広告物（表示・設置・変更・改造）完了届（様式第7号）」を次の書類を添付し提出してください。
- ・設置した広告物の表示内容及び実測値がわかるカラー写真  
※スケール等をあて数値が確認できるもの、または、事前に計測した数値を写真上に表示したもの
  - ・発行された許可済シールの貼付けが確認できるカラー写真

- 5 問い合わせ先 袋井市役所 都市建設部 都市計画課 計画推進係  
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1  
TEL：0538-44-3122 FAX：0538-44-3145